

shikoku  
県広報

1978/5 No.112



近代化・高度化へと中小企業の進展はめざましい(写真は富山企業団地)



●表紙

4月に もうお米が…  
新しい米の品種開発の  
温床栽培を見学する米  
づくり農家の婦人たち



富山県農業試験場

富山県吉岡町24の1(0764)29-2114(代表)  
●施設課(本館) 富山県吉岡町24の1(07633)2-2259  
●検査課(本館) 富山県吉岡町24の1(0765)22-0185



病害虫の発生予察や防除試験などに予念がない  
(円内はウイルス病にかかった試験葉)

場内本館内には 試験研究の新鋭機械がフル運転



最近の米作りは、多収獲技術から、「うまい米作り」技術へと移行してきています。また、米作一辺倒から畑作物導入の流れも出ています。農業試験場では、このような新しい技術や、いま、農家が困っている問題を解決する技術を確認するため、次のような試験研究と取り組んでいます。

①うまい新しい品種の開発と、多収獲技術の確立。麦・大豆の品種選定と多収獲技術の確立。除草体系の確立と薬害の防止。原々種の保存と原種の生産。(以上「作物課」)

②地力増強対策試験。地力保存調査。土壤汚染防

- 止試験。(以上「化学課」)
  - ③稲畑作物の病害虫防除試験。病害虫の発生予察。球根の病害防除試験。(以上「病理昆虫課」)
  - ④農業機械の安全使用技術や改良試験。育苗床土の適正化試験。転作田の排水法と大豆機械化栽培試験。(以上「農業機械化」)
  - ⑤野菜の品種選定と栽培技術の研究。球根の品種育成と栽培技術の研究。輪作体系の確立。(以上「砺波園芸分場」)
  - ⑥果樹栽培の近代化。病害虫防除と発生予察。(以上「魚津果樹分場」)
- 農業生産の技術的な問題については、いつでもお気軽におたずねください。



農業機械を安全運転するには…

# 中小企業のための金融制度

県では、県内の中小企業者のいろいろな資金需要に対して、貸付枠の拡大、金利の引き下げ等貸付条件を大幅に改善し、四月一日から受付を開始しております。

(なお、受付期間を定めている融資制度がありますのでご注意ください)

## 運営資金の必要な方へ

次頁の富山県の融資制度一覧表(以下「一覧表」といいます)の、中小企業経営安定資金\*で、融資目的別に五つの制度を用意しております。

特に、無担保(一部無保証人)の小口事業資金あっせん保証融資資金は、貸付枠を三六億円に拡大しました。

また五二年度に創設し、スタートしました自己資本充実促

進資金は、四月末で第一回目の受付期間が終了しましたが、八月頃に第二回目の受付を開始します。

連鎖倒産防止のための制度として、四月一日から国(中小企業共済事業団)では、掛金の十倍以内の無利子・無担保・無保証人の融資がうけられる。中小企業倒産防止共済制度\*がスタートしていますが、県でも、同じ目的の経営強化資金があります。

## 設備資金の必要な方へ

一覧表の「中小企業振興資金」で、技術改善、工場移転及び店舗近代化資金等の融資目的別に五つの融資制度があります。

特に、技術改善施設資金は、省力化機械投資の促進を図る場合や、事業転換をされる場合に利

## その他の資金の必要な方へ

その他の資金としては、公害防止施設の整備促進を図る制度として、中小企業公害防止施設整備資金\*や業振興のための「業振興資金」等があります。

詳しくは、富山県庁中小企業課(☎0764・31・4111)へご相談ください。

富山県農業試験場	表紙・表2
中小企業者のための金融制度	1~4
円高に伴う輸出関連中小企業に対する税制上の特別措置	5
県民大学校に参加しませんか	6~8
5月9日=富山県誕生の日(記念募集案内)	7
県政バス・7月8月の申し込みをどうぞ	9
中高層建築物の日影規制	10~11
ふるさとの民話②	
天まで伸びた竹の子	12~13
生涯スポーツのすすめ	14~15

野鳥を見に行きませんか	16~17
たくましい児童を(児童福祉週間)	18
今年こそ水死事故(特に子供の)ゼロに	18~19
かしこい消費者シリーズNo.15	
消費者保護基本法を考える	20~21
トビックス 3月16日~4月15日	22~23
暴力団を追放しよう	24
春の防犯	24
県有美術品紹介	
鯉 郷倉千穂作	表3
米の消費拡大キャンペーン	表4

## 富山県の中小企業関係の融資制度一覧表

制度の名称	目的	貸付枠	用途	貸付限度額				
中小企業経営安定資金	小口事業資金あつせん保証融資資金	36億円	設備資金 運転資金	400万円 (無担保無保証人は250万円)				
	組織化促進資金	5億 4,000万円	運転資金	組合 3,000万円 組合員 500万円				
		3億円	団地内資産の買取り等に要する資金	1団地あたり 1億円				
	節季資金	15億円	運転資金	会社又は個人 300万円 組合 1,000万円				
	経営強化資金	8億 4,000万円	運転資金	500万円 特に必要な場合 1,500万円				
自己資本充実促進資金	企業体質の強化を図るため自己資本の充実を促進する。	12億円	設備資金 運転資金	1,500万円				
中小企業振興資金	山村地域振興資金	6,900万円	設備資金	1,500万円				
	技術改善施設資金	技術改善及び事業転換のため (1)知識集約化の促進を図る。 (2)省力化機械投資の促進を図る。 (3)技術研究、工業化試験、企業化及び商品化試作の促進を図る。	6億円	(1)(2)設備資金 (3)運転資金	(1) 4,000万円 (2) 2,000万円 (3) 1,000万円			
		工場移転促進資金			工場適地への移転を促進する。	6億円	設備資金	1企業あたり 2,000万円
		環境整備資金			商店街及び工場の環境整備を促進する。	6,100万円	設備資金	3,000万円
	店舗近代化資金	店舗の改装、共同化又は連鎖化によって近代化を図る。	7億 5,000万円	設備資金	店舗改装 1,000万円 共同店舗ボランティアチェーン 1店あたり 2,000万円			
観光旅館施設整備資金	観光旅館施設の整備を促進する。	3億円	設備資金	1,500万円				
中小企業福利厚生施設改善資金	福利厚生施設の整備、改善を促進する。	6,000万円	設備資金	1,000万円				
薬業振興資金	薬業の振興を図る。	1億 3,500万円	販売業者 運転資金 製造業者 運転資金 設備資金	200万円 500万円 500万円				
中小企業公害防止施設整備資金	公害防止施設の整備促進を図る。	23億 6,100万円	設備資金	1,500万円				

貸付期間	貸付利率	償還方法	備考
4年以内	年 5.8%以内 保証料 年 0.6%	金融機関の方法による。	融資対象者は、従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社又は個人で、原則として無担保とする(保証人は必要)。ただし、従業員5人(商業・サービス業2人)以下のものについては、原則として保証人も必要としない。
1年以内	年 6.5%以内	商工中金の方法による。	融資対象は、団地運営に支障を生じ、又は生じるおそれがある団地組合で県が行う診断に基づいて知事が特に認めたもの
3年以内	年 5.8%以内		
益 3ヵ月以内 暮 5ヵ月以内	年 6.2%以内	金融機関の方法による。	融資対象者は、資本金1千万円以下及び従業員50人以下の会社並びに個人又は組合
3年以内	年 5.8%以内 保証料率 0.6%	金融機関の方法による。	融資対象者は、国・県が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する会社又は個人
7年以内	年 6.3%以内	金融機関の方法による。	自己資本充実計画書を提出し、県の企業診断を受ける。
5年以内	年 7.0%以内	据置期間1年以内とし、金融機関の方法による。	融資残額につき年 1.0%以内の利子補給あり。
(1) 7年以内 (2) 5年以内 (3) 3年以内	年 6.8%以内	(1)に該当するときは据置期間1年以内 (2)・(3)に該当するときは据置期間6ヵ月以内とし、金融機関の方法による。	融資の対象となる投資内容について、県立試験研究機関の推せんを必要とする。
7年以内	年 7.0%以内	据置期間1年以内とし、金融機関の方法による。	
7年以内	年 7.0%以内	"	融資対象は、緑化施設、公園、駐車場、アーケード、アーチ舗装工事、融雪装置、照明設備
5年以内 7年以内	年 7.0%以内	"	
7年以内	年 7.0%以内	北陸銀行、富山相互銀行、商工中金の方法による。	
7年以内	年 7.0%以内	1年据置 均等月賦償還	取扱金融機関 北陸銀行、富山銀行、商工中金富山支店
3年以内 5年以内	年 7.0%以内	元金均等 月賦償還	各信用金庫のみ扱い。
7年以内	年 7.0%以内 ただし年 5.0%をこえる部分に利子補給あり	1年据置 均等月賦償還	県内に工場又は事業所を有する中小企業であって、前年度の県税を完納しているものであること。 申込先 富山県環境整備課

## 中小企業高度化資金貸付制度

中小企業者の事業の共同化、工場および店舗の集団化、その他中小企業の構造の高度化に必要な資金を貸付け、県下中小企業の振興を図ります。

資金貸付制度	貸付金額 対事業費	利率 (年)	償還期間		資金貸付制度	貸付金額 対事業費	利率 (年)	償還期間	
			据置	償還				据置	償還
工場共同化資金	80%以内	無利子	2年	16年	共同施設資金	65%以内	2.7%	2年	12年
設備共同廃棄資金	90%	"	4年	16年	企業合同資金	"	"	"	"
共同公害防止資金	80%	"	2年	15年	特定小売商業連鎖化資金	70%	"	"	"
知識集約化資金	"	"	3年	16年	工場等集団化資金	65%	"	3年	15年
特定商店街近代化資金	"	"	3年	15年	店舗等集団化資金	"	"	"	"
特定小売商業店舗共同化資金	"	"	2年	12年	貨物自動車ターミナル等 集団化資金	"	"	"	"
特定商店街共同施設資金	"	"	"	"	倉庫等集団化資金	"	"	"	"
事業転換合同資金	"	2.7%	4年	16年	商店街近代化資金	"	"	"	"
共同転換資金	"	"	4年	16年	構造改善等高度化資金	70%	"	"	"
小売商業店舗共同化資金	65%	"	2年	12年	工場共同利用資金	90%	"	建設期間 +2年以内	建設期間 +15年
計算事務共同化資金	"	"	"	"					
小売商業連鎖化資金	"	"	"	"					
公害防止設備リース資金	"	"	"	"					

担保＝物的担保及び役員連帯保証

その他＝各種の貸付金には、それぞれ条件がありますから、計画が具体化する前に県中小企業課にご相談ください。

連絡先 富山県庁中小企業課  
☎(0764)31-4111

## 中小企業設備近代化資金貸付制度

中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付けを行い中小企業の近代化の促進に寄与する。

融資対象 県内に主たる事業所を有する中小企業者で国の指定する業種、設備に該当するもの。

融資額 1企業50万円以上 1,200万円以内  
用途 設備資金

期間及び返済方法 5年、1年据置4年均等年賦  
(但し公害防止設備は12年以内)

利率 無利子  
連帯保証人 2名以上

申し込み 4月20日～5月6日、8月1日～15日  
受付 市町村商工担当課

連絡先 富山県庁中小企業課  
☎(0764)31-4111

## 中小企業設備貸与制度

小規模企業者の設備の近代化に必要な機械類の貸与を行い小規模企業の近代化の促進に寄与する。

申込先 財団法人富山県中小企業振興協会  
貸与対象 従業員20人以下の企業であって国の指定する業種、設備に該当するもの。

貸与の限度 20万円以上 1,200万円以内  
貸与期間 4年半以内、半年賦の均等償還  
返済方法 (但し公害防止設備は11年半以内)

貸与損料 年利率5%  
保証金 設備代金の10%

申し込み 4月20日～8月31日  
受付 市町村商工担当課、商工会議所、商工会

連絡先 富山県中小企業振興協会  
☎(0764)32-6922

円高に伴う

## 輸出関連中小企業に対する

# 税制上の特別措置

昨年六月以降、円相場が急激に高騰していることよって、わが国の輸出関連産業の価格面での国際競争力は、著しく低下しつつあります。採算われ輸出成約の中断やキャンセルが相次ぐなど、極めて厳しい事態に直面しています。

こうした情勢のもとで、去る二月十四日いわゆる「円高対策法」が施行され、輸出関連産業のなかでも経営基盤が弱体で、その受ける影響も深刻な中小企業に対し、総合的な経営安定策が実施されることとなりました。この法律によって講ぜられる

## 1 国税 法人税 所得税

企業が所得の計算上欠損金または純損失を生じた場合、現行制度では当該事業年度(個人は年)の「前一年間」において所

得があり、これに伴う納税額があれば、前期の所得と当期の欠損等を通算(相殺)することにより、その納税額の全部または一部の還付を受けることが認められています。今回の特別措置では、輸出関連企業である旨の認定を受けた中小企業(認定中小企業者)といえます。これに限って、還付税額が多くなるよう欠損金等の繰戻し還付のできる期間を、現行の「前一年間」から「前三年間」

## 2 地方税 住民税 事業税

地方税においては、国税と異なって従前から繰戻し還付の制度がなく、欠損金等については繰越控除されることとなっています。今回の地方税の特別措置では、国税における特別措置の適用を受ける認定中小企業者について、繰越控除できる期間を、現行の「五年(個人は「三年」)から「七年(個人は「五年」)」に拡大されました。

### 《認定中小企業者について》

税制上の特別措置の適用を受けるためには円高対策法に基づく認定が必要ですが、この認定の要件等は次のとおりです。

(1) **認定対象企業** 次の三区分のいずれかに該当し、かつ生産額の減少等に関する一定の要件に該当する中小企業者。

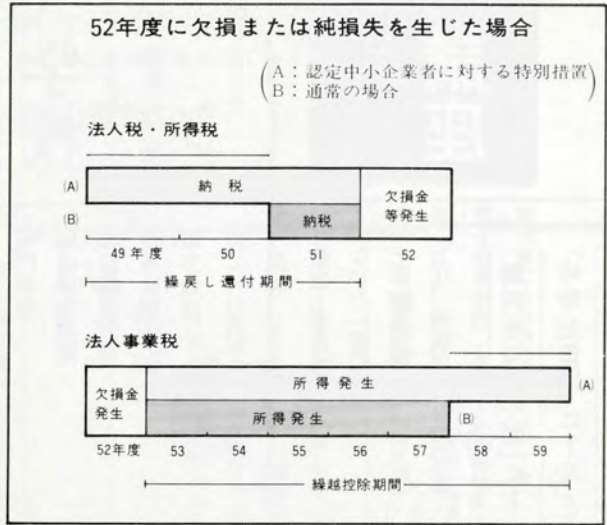
① 国の指定する業種に属する企業業

② 指定業種には属していないが、輸出比率が高い(二〇%以上)企業

③ 親事業者が輸出関連企業である場合の下請事業者

(2) **認定申請書の提出先** (1)の①にあつては、市町村(商工担当課)、(1)の②及び③にあつては県(商工労働部中小企業課)

(3) **認定申請期限** 昭和五四年二月十三日



また、こうした特別措置の実施のほか、国税、地方税ともに共通して従前からある特別な納税制度(納税猶予制度、中間申告制度、予定納税の減額承認制度等)についても積極的な活用を図ることとしています。これらの制度の詳細については、最寄りの税務署、県税事務所、市町村役場に照会してください。

# 5月9日は富山県誕生の日

高志の国から富山県へ

万葉の歌人、大伴家持が国司として、こよなく愛した越中国は、その昔、越（高志）の国といわれました。

木曾義仲の侵入から佐々成政までが越中。

前田利次が加賀藩から分封されて治めた富山藩。

そして明治4年、廃藩置県により一時は富山県とされたが、その後数年の間に、新川県や石川県と変せんした私たちの郷土は、米沢紋三郎らの熱烈な分県運動が実を結び、ついに、明治16年5月9日、石川県から分県して現在の富山県が誕生しました。

## 富山県になって

それから95周年を迎えた今日まで、稲作農業を中心としながらも、伏木港や富山港を開き、道路と鉄道に先覚し、荒れ狂う河川を治め、その豊かな水を利用して電源王国の名を手中にし、いまや、日本海側沿岸屈指の工業県として発展を続けております。

勤勉で、忍耐強い県民性は、教育熱の高まりとなって、全国屈指の教育県と言われる程になり、県民はいま、学校教育のみならず、生涯教育への取り組みに熱心な傾注をみせています。

## 富山県はいま

いま、富山県は愛と繁栄の県政を基本に、福祉行

政の充実と企業の発展、若い活力ある人口構成と魅力ある都市づくり、豊かな心のかよひ合う地域社会の形成、歴史をふまえての郷土の見直しなど、真剣に取り組んでいます。

## 富山県誕生記念募集の企画

富山県の誕生日を記念して、県民のみなさんが自発的に県政に参加していただく、次のような行事を企画しています。

### ▲ 一日所長

昨年初の試みとして好評を得ました、県の出先機関の「一日所長」を今年も行ないます。

県内の各分野で、地道に活躍されている方の中から、約30名に所長を経験していただくよう、現在準備しています。

### ▲ 小・中学生の図画募集(7~8月)

「こんな郷土にしたい」、「僕の私の夢富山県」、「すばらしい郷土」など、クレパスや水彩で、画用紙いっばいに画いていただきます。

### ▲ 郷土に関する主張作文募集(7~8月)

中学生・高校生・青年・婦人・一般から、「私が考える郷土富山県」、「これからの富山県」など、郷土に関する主張作文を募集いたします。

募集についての詳細が決まり次第、お知らせいたしますので、ふるってご応募くださるよう、いまから執筆の準備しててください。

# 県民大学校に参加しませんか。

## 今年から『専門講座』を開設

# 活用しよう県民大学校

県内には、生涯教育は私にとっても、家族、地域のためにも大切なことである……。という気風が相当みなぎっています。

これは、情報化時代という時代の背景もさることながら、県が主催する「夏季大学」や「高校解放講座」など、県民大学校での生涯教育の企画が効を奏してきたことにもあるようです。

フランスの写実小説の巨匠スタンダールは、一八〇六年四月の日記にこんなことを書いています。

他人の書いたものをいつも読むばかりの勉強をしていては、人間は怠惰になる。いやでも何らかの仕事にとりかかり、たえず自分自身の素質を抽きだして、創造しなければならぬ。

「創造への道」を見出していただくためにも、今年は一層の発展と充実をめざして、次のような講座を企画しました。

## 期待される 専門講座

- ・ 専門講座
- ・ 放送通信講座
- ・ 高校開放講座
- ・ 夏季大学
- ・ 地方講座

新しい時代の有能な社会人と

今年から新しく開設されることになった「専門講座」は、一つのテーマをもとに、専門の講師により、系統だった講義を年間十回継続的に受講し、学習を深めることをめざしたものです。

して活躍するためにも、また、健康で趣味豊かな人生を生きるためにも、この県民大学校を大いに活用してください。

今年はこの講座をつくりました。

### ① 人間とは何かを考える

「人間の探究コース」

講師 富山大学名誉教授 館 瀬道氏

### ② 美術作品の鑑賞を中心に

「美を探るコース」

講師 富山大学名誉教授 玉生 正信氏

### ③ 身近な生活の中から

「暮らしを考えるコース」

講師 北日本新聞論説委員長 兼久 文治氏  
講師 県立技術短期大学教授 小浜 喜一氏

どなたでも受講できますが、各コースとも約百名としていますので、お早目に次により申し込みください。

申し込み期間は5月1日～5月20日までです。

申し込み先及び問い合わせは 富山市舟橋北町七一 富山県教育文化会館内 県民大学校友の会「雷鳥会事務局」

☎ 0764-41-8635 内線24



NHKがテレビで放送する次の番組を視聴しながら、スクリーン（共同学習）や「通信」「質問カード」などを組み合わせて、楽しく学習する講座です。

### 「おかあさんの勉強室」コース

月 木曜日午後3時35分～4時5分(教育テレビ)  
火 金曜日午前11時20分～11時50分(総合テレビ再放送)

### 「中学生日記」コース

日曜日午後1時5分～1時35分(総合テレビ)  
日曜日午前11時～12時(教育テレビ)  
再放送 日曜日午後8時～9時(教育テレビ)

### 「日曜美術館」コース

月 金曜日午後9時40分～10時  
再放送 月 金曜日午後1時5分～1時25分(総合テレビ)  
日曜日午前11時～12時(教育テレビ)  
再放送 日曜日午後8時～9時(教育テレビ)

### 「銀河テレビ小説」コース

月 金曜日午後9時40分～10時  
再放送 月 金曜日午後1時5分～1時25分(総合テレビ)

### 期間

6月16日～12月まで

受付と申し込み先  
5月15日から受け付けます。

### 場所

スクリーン（講師を囲んでの共同学習）の場所は、その都度受講者にお知らせします。

富山市新総曲輪一七 県教育委員会生涯教育班 「放送通信講座」係

### 定員

各コースとも約200名

☎ 0764-31-4111  
内線277-278

# 県政バス 7月・8月の申し込みをどうぞ

みなさんに、県の施設や事業を紹介し、県政についての正しい理解と認識を高めていただくために、県政バス教室を実施しています。今年も4月から運行して、たいへん好評を

いただいています。

今回は、引続き7月・8月分を募集いたしますので、5月15日までにどうぞお申し込みください。



①応募方法……下記の要領で、はがきでお申し込みください。

(団体) (個人)

・団体名 ・(事務局設置) 市町村名 ・代表者氏名 ・連絡者住所(郵便番号) ・氏名及び電話番号 ・希望のコース及び運行月日	・住所(郵便番号) ・氏名 ・電話番号 ・希望のコース ・及び運行月日
-------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

### ・申し込み先

申込団体または個人の住所地	申込先	所在地	電話番号
富山市・上新川郡・婦負郡	富山県知事公室広報課	富山市新総曲輪1-7 富山県庁内	(0764) 31-3131
高岡市・新湊市・氷見市・射水郡・福岡町	高岡地方県民相談室	高岡市赤祖父211 高岡総合庁舎内	(0766) 21-9411
魚津市・滑川市・黒部市・下新川郡・中新川郡	魚津地方県民相談室	魚津市新宿10-7 魚津総合庁舎内	(0765) 24-5311
砺波市・小矢部市・東砺波郡・福光町	砺波地方県民相談室	砺波市幸町1-7 砺波総合庁舎内	(07633) 3-5151

### ④携行品など

- 参加費は無料ですが、入館料(瑞竜寺・風土記の丘)の実費は負担してください。
- 昼食及びお茶は、各自持参してください。
- 団体が参加される場合は、団体が指定する場所(2カ所)まで送迎します。

### 親子バス

親子バスは、7月28日と8月2日に運行します。受付は6月1日から15日までです。  
 コースは次号でお知らせしますが、広報課または、最寄りの地方県民相談室へお問い合わせください。

### ②申し込み期間

7・8月の県政バス→5月1日～5月15日  
 9・10月の県政バス→7月1日～7月15日

### ③参加の決定通知

抽選によって決定します。  
 なお、参加者決定の通知をもって発表にかえ、抽選もれの方には通知しませんのでご了承ください。

### 7月からの「県政バス教室」運行表

●運行コースは変更することがあります。

テーマ (コース名称)	富山地区		高岡地区		魚津地区		砺波地区	
	運行日	コース	運行日	コース	運行日	コース	運行日	コース
いつくしむ (福祉)	7/20 7/27	(頼成の森経由)・長生寮・高岡問屋センター(昼食)・(富山新港経由)・県庁・社会福祉総合施設・(運動公園経由)	7/20 7/27	社会福祉総合施設・(運動公園経由)・富山武道館(昼食)・県庁・九重荘・身体障害者更生指導所	7/20 7/27	緑化センター・八尾園(昼食)・ふるさと養護学校・県庁・消費生活センター	7/20 7/27	ふるさと養護学校・流杉老人ホーム(昼食)・県庁・情報処理教育センター・富山新港
きずく (土木)	7/20 7/27	(頼成の森経由)・和田川ダム・二上青少年の家(昼食)・(富山新港経由)・県庁・富山中央卸売市場	7/20 7/27	和田川水道・(太閤山田地経由)・呉羽ハイツ(昼食)・県庁・富山空港・身体障害者更生指導所	7/20 7/27	水産試験場・(高月海岸経由)・富山港・呉羽ハイツ(昼食)・県庁・白岩川ダム	7/20 7/27	和田川ダム・(太閤山田地経由)・呉羽ハイツ(昼食)・県庁・富山空港・富山中央卸売市場
さかえる (商工)	7/20 7/27	(太閤山田地経由)・高岡問屋センター・工業試験場(昼食)・(二上万葉・富山新港経由)・県庁・埋蔵文化財センター	7/20 7/27	富山新港・五百羅漢・呉羽ハイツ(昼食)・県庁・広貴堂・富山高等技能学校	7/20 7/27	富山企業団地・富山新港・木材試験場(昼食)・県庁・流杉老人ホーム	7/20 7/27	高岡銅器団地・工業試験場(昼食)・県庁・広貴堂・和田川水道
つちかう (農林水産)	7/20 7/27	水産試験場・富山市フラワーセンター(昼食)・農業試験場・県庁・交通管制センター	7/20 7/27	塚越花木団地・木材試験場(昼食)・県庁・セーナー苑・農業試験場	7/20 7/27	水産試験場・林業試験場(昼食)・農業試験場・県庁・交通管制センター	7/20 7/27	緑化センター・農業試験場(昼食)・県庁・塚越花木団地・太閤山田地
やすらぐ (自然環境)	7/20 7/27	県民公園・瑞竜寺(昼食)・(二上万葉・富山新港経由)・県庁・粗大ゴミ処理場	7/20 7/27	公害センター・緑化センター(昼食)・県庁・大岩眼目県定公園	7/20 7/27	薬草園・立山寺参道下方並木・大岩眼目県定公園(昼食)・県庁・情報処理教育センター・(呉羽山公園経由)	7/20 7/27	公害センター・県民公園・呉羽ハイツ(昼食)・県庁・消費生活センター・緑化センター
そだてる (教育)	7/20 7/27	立山風土記の丘・山野スポーツセンター(昼食)・県庁・科学教育センター	7/20 7/27	呉羽少年自然の家・埋蔵文化財センター・県立図書館(昼食)・県庁・交通管制センター・公害センター	7/20 7/27	立山風土記の丘・山野スポーツセンター(昼食)・県庁・科学教育センター・(運動公園経由)	7/20 7/27	瑞竜寺・県立図書館(昼食)・県庁・科学教育センター・呉羽少年自然の家

## 生きがいを見出す 高校開放講座

県立高等学校の施設と機能を広く県民のみなさんに開放して、日常生活に直結した実のある学習を継続的に行っていますが、今年からは次の高校で開放講座を行います。  
 講座の内容や実施期日などについての詳しいことは、各学校または、当核市町村教育委員会にお問い合わせください。



学校名	テーマ
上市高校	趣味と教養
桜井高校	健康と体力  楽しい体力づくり
中央農業高校	暮らしの中に自然を  趣味と園芸
雄峰高校	情操豊かに
八尾高校	郷土の良さを知り趣味を広げよう
小杉高校	豊かな暮らしと趣味の園芸
志貴野高校	暮らしに生かす趣味と科学
有磯高校	趣味と教養
福光高校	健康と体力  わたしもやろう体力づくり
富山商業高校	コンピュータ入門

## 魚津と井波で 地方講座

今年の地方講座は、魚津市と井波町で行われます。

「日本の風土と郷土の文化を」を探るをテーマに、中央講師、地元講師の講演を聞き、気楽ななかにも体系的学習ができるように配慮しています。  
**県東部会場**  
 魚津市役所大ホールで、9月から11月までに7回開きます。  
**県西部会場**  
 井波町社会福祉センターで、同じく7回開きます。  
 申し込み先及び受付は、7月20日から、県教育委員会生涯教育課、あるいは会場毎に魚津市、井波町の教育委員会へ申し込んでください。

## 好評・五年目 夏期大学

### 前期(富山会場)

夜の部 7月26日↓8月1日  
 朝の部 7月27日↓8月2日

- (講師)
- 「ヨーロッパと日本」 林 健太郎氏
  - 「くらしと法律」 弁護士 鍛冶千鶴子氏
  - 「日本語と日本文化」 京大教授 多田道太郎氏
  - 「日本列島再開発」 名大教授 鳥津 康男氏
  - 「映画をつくるということ」 映画監督 山田 洋次氏
  - 「虚構と真実」 作家 吉村 昭氏

### 後期(高岡会場)

夜の部 8月2日↓8月8日

- (講師)
- 「私の創作ノート」 津村 節子氏
  - 「映像の真実」 荻 昌弘氏
  - 「日本の近代化」 上智大学学長 ヨゼフ・ピタウ氏
  - 「自然と人間の共存をめぐって」 横浜国大教授 宮脇 昭氏
  - 「ことばの美しさ」 詩人 大岡 信氏
  - 「国際化時代の経済とくらし」 経済評論家 大来佐武郎氏

いずれも受付申し込み先は、6月21日から受け付け  
 〒930 富山市新総曲輪一七 県教育委員会生涯教育課あてに申し込んでください。

6月1日から  
都市計画法で指定されている地域のうち  
**第1種住居専用地域**  
**第2種住居専用地域**  
**住居地域指定区域**

**中高層建築物の日影規制**

**対象となる地域**

この日影規制の対象となる地域は、都市計画法で指定されている地域のうち、第一種住居専用地域・第二種住居専用地域及び住居地域の指定がされています。

**規制対象となる建築物**

日影規制が適用される建築物は、第一種住居専用地域内では、建築される建築物の軒高さが七メートルを超える建築物または、階数が三以上（地階を除く）の建築物が三以上（地階を除く）の建築物

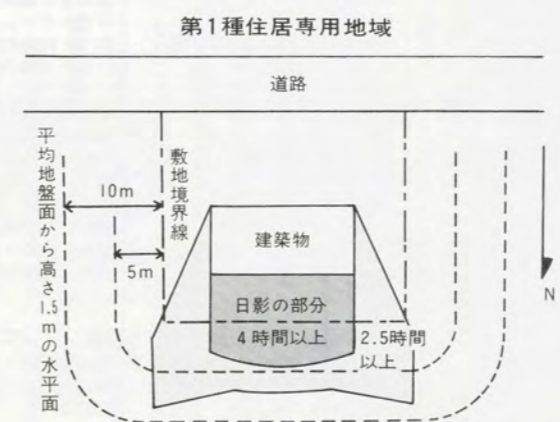
区域を対象とします。ただし、富山市については、近隣商業地域と準工業地域で容積率が〇と定められている区域も対象となります。

物が対象となり、その他の地域では、建築物の高さが十メートルを超える建築物が対象となり、いずれも日影規制の適用をうけることとなります。

**規制の内容**

建築する場所によって規制の内容に若干のちがひがあります。が、敷地外五メートル以上十メートル以内の

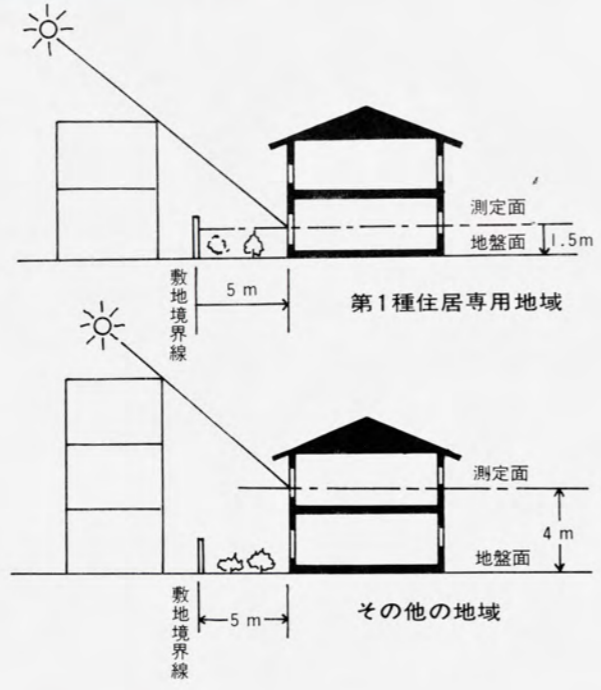
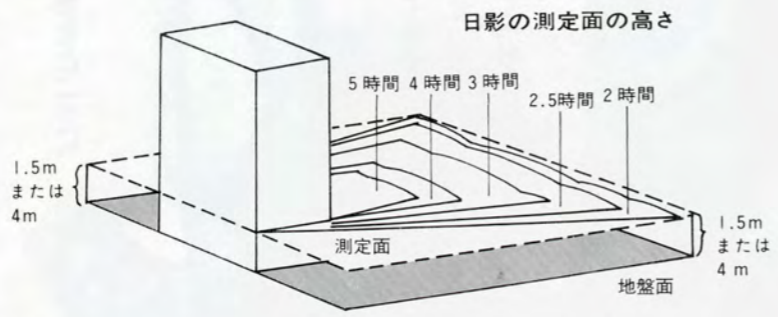
日影と、十メートルを超える日影の二段階で、別表に掲げる時間以上の日影を隣接地にあたえてはな



らないよう制限するものです。建築の確認申請をするときに、この日影をかけた日影図を添付して審査を受けることとなります。

日影時間の測定面の高さは、第一種住居専用地域では平均地盤面から一・五メートル（おおむね一階の窓の中心の高さ）、その他の地域では四メートル（おおむね二階の窓の中心の高さ）の所で測定することとなります。

また、日影の測定は、真北方向を基準とした冬至日の真太陽時による、午前八時から午後四時までの間で測定するものです。ただし土地の状況などにより、周囲の居住環境を害するおそれがないと認められる場合は、建築審査会の同意を得て許可されます。



**その他**

この規制は六月一日から適用されます。用途地域に指定されている下記の表に掲げる市町の用途地域内で建築計画のある方は

県建築住宅課または土木事務所  
の建築課や、富山市と高岡市の  
建築指導課あるいは建築士と十  
分打合せしてください。

条例で指定されている地域	用途地域が指定されている市町
第一種住居専用地域	富山市・高岡市・氷見市・滑川市・魚津市・砺波市・大門町・大島町・小杉町・婦中町・入善町・井波町・福野町・福光町・福岡町・大山町・城端町
第二種住居専用地域	
住居地域	
近隣商業地域（容積率20/10の区域）	
準工業地域（容積率20/10の区域）	富山市





## 天まで伸びた竹の子

ぶん・石崎直義

え・久米宏一

●お母さんと子どもの対話のページとしてご利用ください。

**解説**  
砺波地方の民話で、竹の子が天まで伸びるといふ想像力はすばらしい。子供の空への夢をかきたてる。

民話学では、笑話の類型大話に属する。

数年前、宝塚で歌劇化され、雪組が富山市公会堂で公演した。

むかし、むかしあったと。あるところに、お爺とお婆が住んどったと。

ある日、二人が仲よく縁側に腰かけて、お茶を飲んどいたら、トントン、トントンと戸を叩くような音がした。誰か訪ねてきたのかなど、玄關の方へお婆がいつてみたらどわからなんだ。

変だなと思うて目をすましてみると、縁の下からの音らしい。お爺がのぞいてみたら、一本の竹の子が伸びよつとして、頭で縁板を

叩いておるのだった。

こりゃかわいいそうにいつて、縁板を一枚はずいてやった。

竹の子は、うれしそうにずんずん伸びていき、あしたになつたら天井板につかえて、また、トントン、トントンと叩いた。

お爺はまた、天井板を一枚はずいてやった。竹の子はまた伸びて、その次のあしたには屋根の瓦につかえたので、瓦を一枚はずいてやった。

竹の子は、もう頭につかえるものが無くなつたもんで、くんくん大空へ伸びていつた。二・三日たつと、頭の先が雲の中へ入つて、地上から見えなくなつてもした。お爺とお婆は、それを見上げて、どこまで伸びとるのかわりかつた。

そこで、お爺が竹の子に木登りして見に行つたがや。お婆はそれを見上げて、やがて降りてくるお爺を待つとつた。だいぶん長くだつてからお爺がおりてこつた。

「婆ま、婆ま。びつくりするわいな。竹の子の頭は、天の世界まで伸びとるぞ。お月さまとお星さまに会つたら、婆まを連れてきてほしい。たんこちそつしてやるとおつやつたぞ。さあ、いつしよにいぐまいけ。」といつた。

だけど、お婆は女で木登りできんので、大きな袋の中に入れて、お爺がそれを口にくわえていくことにしたがじゃ。それで、天の世界に着くまでは、どんなに辛うてもがまんして、もうとつ物を問うたりせんことにきめた。

お爺は函を食いしばつてがんばりながら、竹の子を木登りしていつた。ところが、お婆は人一倍のおしゃべり女だったから、袋の中でたまつとるのが、ひどく退屈じやつた。やがて、天の世界の入口のそばまで着いたころ、とつとつがまんできんようになって、思わず知らず、お爺に問いかけたのじやつた。

「爺い。まだまだ着かんががいね。」といつと、お爺も思わず知らず

「うん、すべしや。」と答えた。すると、袋をくわえた口がバクリと開いて、お婆は、袋に入ったまんま、すつとんと地上に落ちていつてしまつた。

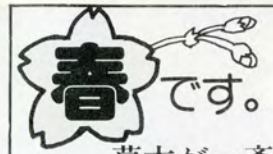
お爺は、どうしようもないやうな泣きで、天の人となつた。

ところが、お婆は、蕎麦の畑に落つちたのじやつた。そしたら、蕎麦の葉が、お婆の血で染まつて紅くなり、今みたいになつたのじやつた。

話ついても話ついても伸びよつたものがたり。







草木が一斉に新芽をふき出しました。  
私たちの心も身体も躍動してきます。  
さあ!! みんなそろって元気に運動しましょう。



●運動と消費カロリー  
(例1)

●町民歩こう会(1日3時間歩いたとして)  
お父さんの消費カロリーは 720 cal  
お母さんの消費カロリーは 540 cal  
坊やの消費カロリーは 300 cal  
になります。

(例2)

●家庭婦人バレーボール大会  
1試合25分として  
75 cal 消費します。  
優勝まで4試合したとすると  
300 cal 消費することになります。



●トレーニングの適否を脈搏で

ア運動の強さと脈搏の関係

自分が感じる運動の強さで判断して	脈 搏
1. 非常に非常に軽い	90以下
2. 非常に軽い	90
3. 軽い	100
4. やや軽い	110
5. 軽くも強くもない(普通)	120
6. ちょっと強い	130
7. 強い	140
8. 非常に強い	150
9. 非常に非常に強い	160

\*脈搏の数え方  
運動休止直後、手首の脈数を15秒間の脈搏回数×4  
あるいは10秒間の脈搏回数×6  
のいずれでもよい。



作成のねらい

「県民ひとり一スポーツ」が唱えられてから五年、健康・体力についての意識と関心は、未だ

# あなたもどくでも スポーツの生活化 具体的なメニュー

かつてない高まりを見せています。また、健康・体力の向上のための中核はスポーツであるという認識も高まり、関係者はこぞってその条件整備に努めてきました。

しかし、実際活動面については、今一步の迫力ないしは、切実感に欠けているようです。県では、「県民ひとり一スポーツ」のあるべき姿は、「一人ひとり」が、生涯を通して、年齢体力に応じた活動をするこ

ある」ことに着目し、適切な活動の具体的内容を提示しようとして試みました。

このたび、三か年にわたる調査研究の結果をまとめ、資料や活動例を豊富に盛り込み、「生涯スポーツのすすめ」として提示することにしました。

このメニューをスポーツ愛好者のみならず、老いも若きも、初心者も、これを座右の友として、スポーツ活動に取り組んでいただくことが最大のねらいです。

## メニューの特徴

(1)基本編 人間の生涯を通して健康・体力に焦点をあてた年代特徴と実践課題を挙げ、スポーツ活動と結びつけました。

また、スポーツ活動の実践面について調査考察を加え、各年代における課題と実際の活動のズレを補う基礎資料とし、生涯スポーツ推進のための課題についても考察を加えました。

(2)活動編 スポーツは、知識や理解が実際の活動に結びついた時初めて成果が期待できる

のです。従って、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも

## 体力年代別の各運動強度の脈搏数(毎分)

運動強度	100% 85% 70% 50% 30%				
	最大脈搏数(運動強度の限界値)	トレーニングを積み重ねばここまでは可能	ここまで上げれば運動効果は十分	トレーニングに慣れたらここまで上げる	これ以上の強度でない
10歳代	193回/分	174回/分	156回/分	132回/分	107回/分
20 "	186	169	151	128	105
30 "	179	163	146	125	103
40 "	172	157	141	121	101
50 "	165	151	137	118	99
60 "	158	145	132	114	96
70 "	151	139	127	111	94

## 運動と消費カロリー

(80カロリーを消費するには)

ラジオ体操	はじめから終りまで12回
ピンポン	16分
歩 行	1分間90mの速さで27分 1分間70mの速さで45分 1分間50mの速さで62分
マラソン	1分間100mの速さで7分
なわとび	1分間100回の速さで12分
水 泳	平泳ぎ1分間25mの速さで15分 クロール1分間40mの速さで6分
ふとんしき	12人分
階段のぼり	1,630段
そ う じ	6畳をほうき・はたきで11室
乗 り 物	混んだ電車で立って70分
すいじー一般	100~120分

(注) 80カロリー(ごはん茶わんに2杯、わりようかん1切、ビールジョッキ半分、日本酒徳利半分のそれぞれが80カロリーに該当する)

スポーツ活動を続けるという基本に立って、次の諸点をメニュー作成の柱としてあります。

ア スポーツ活動の内容は、年齢体力を基本にした。

イ 活動のメドとして、回数、時間、脈搏数、消費カロリー等の具体的基準を示した。

ウ 日常生活(一日、季節、職種等)に密着した内容を豊富にし、年齢、体力に応じて選択可能なものとした。

エ 活動の仕方をイラスト化することによって、だれでも容易に取り組めるようにした。

●幼児のための親子体操  
次の活動事例の中から選んで、適切な運動をしてください。

★後ろ押し 子供の力を利用しながら前へ進む

オ 随所に「健康法ミニガイド」欄を設け、名大教授松井秀治先生の科学的で手軽な健康法を紹介した。

カ 県内市町村の施設、指導者グループ等を紹介し、愛好者の便宜を図った。



## ★山のぼり

低い山のぼりからだんだん高い山のぼりへと



## ★ひこうき



子供を落とさぬように手をもって

## ★利用と普及

「生涯スポーツのすすめ」は、市町村教委、公共体育施設等へ配布しますので、最寄りの所へ照会してください。

県では、普及版としてパンフレットの発行や指導者講習会を計画していますが、市町村においても普及の方法について配慮願いたいと思います。

最後に、活動に当っては、注意事項を守り、とくに中年以降の方は基準の数字にとらわれず、無理をすることがないようにしてください。

# 野鳥を見に行きませんか

5月10日から  
バード・ウィーク

五月十日からバード・ウィークです。野や山は新緑と野鳥の声でいっぱいです。はるばる南の国からやってきた渡り鳥(夏鳥)にとつては、結婚相手を求める恋の季節です。年中、地元にいる鳥(留鳥)にはもう巣の中に卵や雛が見られます。木々の梢からも素晴らしい声が聞こえてきます。すばらしい自然の主、「野鳥」を見に行きませんか。



ノスリ



ヒナに餌を与えるウグイス

## 住み場所で種類がちがう

富山県は自然に恵まれてい  
す。海あり、川あり森林、高原、高山など大変に変化に富んでい  
ます。野鳥はそれぞれの環境に適応  
した体つきをしています。そうしたことから環境によっ  
て見られる野鳥も異ってくるわ  
けです。

なんととっても野鳥の多いの  
は森林でしょう。森林は地表か  
ら梢まで空間が多層であるので  
野鳥が多いのです。よく注意し  
て観察すると一本の木でも鳥に  
よって餌を探ったりする生活の  
場所が異なっているのに気がつ  
くでしょう。

## 森で見られる野鳥



### 夏の森林で

うっそうと繁った林から、いろいろな鳥の声が聞こえてきます。姿はなかなか見つけにくく、見えてもすばやくかくれてしまうので名前がわかりません。そんなとき、彼らの鳴き声の特徴を日本語に置きかえておぼえる方法があります。これを「ききなし」といいます。この頁のききなしは有名なものですが、自分でつくってみてください。忘れませんよ。

## 都市・村落に見られる野鳥



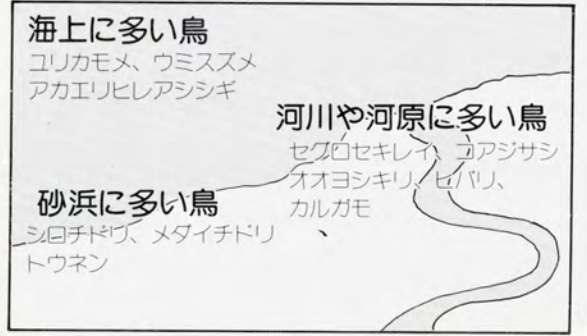
ヤマガラ



ホオジロ

## 海や河川で見られる野鳥

森林におとらず水辺にも野鳥が集まります。海辺には小さな貝類やゴカイなど、これらを食べる野鳥が集まります。遠くに浮かんだカモやウミウなどはシルエットにしか見えないうまがまかいますが、特徴をつかめば種類を当てることができます。尾を水中に沈めている鳥は潜って魚貝類をとらえる種類、尾がピンとあがっているのは水面の水草や浮いているものを食べるカモの仲間です。



スズガモ

私たちの家の近くにもツバメオナガ・スズメなど多くの種類の野鳥が住んでいます。いちばん身近な自然が庭先であり公園でしょう。野鳥観察の第一歩として自然の中でいつ(時間・季節)どんな鳥が来るか、どんな所が好きか、何を食べるかなどを観察してみましょう。

都市・村落に多い鳥——スズメ・ムクドリ・ツバメ・キジ・モズ

公園に多い鳥——オナガ・カワラヒワ・ヒヨドリ・キジバト



# たくましい児童を

## — 児童福祉週間 —

5月

5 6 7 8 9 10 11

五月五日の「子どもの日」から一週間は、児童福祉週間です。この週間は、児童の幸福をより一層高めるためにはどうすれば良いかということ、国民全部で考えるためのものです。

児童が健やかに育成されるためには、良い家庭環境は申すまでもありませんが、それに加えて良い地域環境が与えられることが大切です。

人間は、社会的動物といわれるように、他人との交流、相互

援助により生活が可能。このような社会性は、児童期における仲間との集団遊びの中で自然に培われていくものといわれています。

子供にとって遊び場は、他からの強要もなく、その活動を始めるときはそれをしなければならぬという義務感もなく、子ども自身が興味と関心を持って自発的に楽しむために行うものです。このような遊びの中から子ども達は、さまざまな知識や技術、健康や体力の増進、工夫する力、創造力、自立性、強調性等を自然と身につけ、社会生活をおくるのに必要な能力を高めていくことができるのです。

しかし、最近よく「遊ばない子」や「遊べない子」という言葉が聞かれるように、テレビに釘づけになって戸外遊びのできない子、家での勉強や、けいこ事や塾通いのために遊び時間をとられている子等、今日よく見られる子どもの姿です。また、遊び仲間は、以前のような年上同年令、年下といった広い範囲のものから、同年令のもの、遊びは、集団遊びから、一人遊び屋外遊びから屋内遊びといった変化が見られます。

このような、遊びの経験が少なくなってきた現代の子ども達は、どのように成長してゆくのでしょうか。

「明日の社会の担い手である児童が人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、良い環境の中で育てられることは、社会全体の願いであり、国民の責務でもあります。」

県民の皆さんにおかれては、この児童福祉週間を契機として児童の幸福について考え、地域で手をとりあって、たくましく健やかな児童の育成のため、自分の子供はもちろんですが、他人の子供のことであっても、活発な活動を展開されるようお願いいたします。

## 今年こそ水死事故 特に子供の

# ゼロに

### 幼児の水死 交通事故死の倍に

あれっ、かわいさげね、痛ましや、親どもア悲しがるわいね」という話題に、いたいけないう「幼児の水死事故」があります。

水ぬるむころになると、そのカーブが急激に上昇してきているここ数年です。

昨年の幼児の事故死を見ますと、水死事故が二二名で、交通事故が十名となっており、一般の常識をくつがえす数となりました。

### 水辺と子供たち

へ 春の小川は さらさら いくよ 岸のスマイレヤ

レンゲの花に  
.....

水辺は、特に春の水辺には、草花が息吹き、昆虫が動き出し小魚が泳ぎ、幼い子供たちにとっては、楽しい遊びに夢中になる要素がたくさんあり、魅力たっぷりの場所なのです。

それは、私たち大人も、かつて経験した思い出の多い場所なのです。

ところが、この楽しい場所である、小川や農業用水溝、池などで恐ろしい水死事故が起きています。

私たちが子供の頃に比べて水死事故は多くないでしょうか。

## なぜ水死事故が増える

- ① 子供たちの遊び場が少なくなっている。
- ② 核家族化・共稼ぎなどから子供への注意やしつけがゆきとどかない。
- ③ 過保護などから子供は危険に對し鈍感になっている。
- ④ 河川、用排水路の改良が進み防護さくなどの保安施設が選られている。
- ⑤ 水路がコンクリート化され、流れが速くなった。
- ⑥ 社会的無関心層が多くなった。.....etc

## 水死事故ゼロをめざして

まず、県や市町村では、危険だと思われるところには、なるべく早くサクや防護施設をつく

り、事故防止に努めるよう進めています。

ただ、農業用水や河川のもつ



用途などから、すべてに防護施設をつくることはできません。

そこで、県民のみなさんの家族はもちろん、地域社会ぐるみ

で、幼い命を水禍から守るよう次のことに注意して、ご協力をお願いいたします。

まず、子供に水の恐ろしさを教えてください。

・ 自宅の近くに、危険な場所はありますか。

・ 自宅から周囲一〇〇メートルの区域をもう一度点検し、危険な場所には安全柵やフタを取りつけることなどに努めてください。

・ あなたのお子さんは、いまだここにいますか。

・ 子供は絶えず目の届く場所では遊ばせましょう。あなたかく見守る親のまなざしが、子供を水から守ります。

・ お年寄りに子守りを頼むときは、遊び場の整ったところをお願いしましょう。

・ 他人の子供にも愛の一言。

危険な場所で遊んだり、危険な遊びをしている子供や、ひとりで水遊びをしている幼児などを見たら、たとえ知らない子供でも「あぶないよ」と愛のひと声をかけましょう。

# 消費者 基本法を 考える

昭和43年5月30日に消費者保護基本法が公布・施行されて、この5月30日が10周年にあたります。そしてこれを契機に、「消費者の日」が創設され、全国各地で消費者講演会等の行事が多彩に催されることになっております。今回は、制定10周年を迎えた消費者保護基本法について考えてみましょう。

## 消費生活の 安定と向上

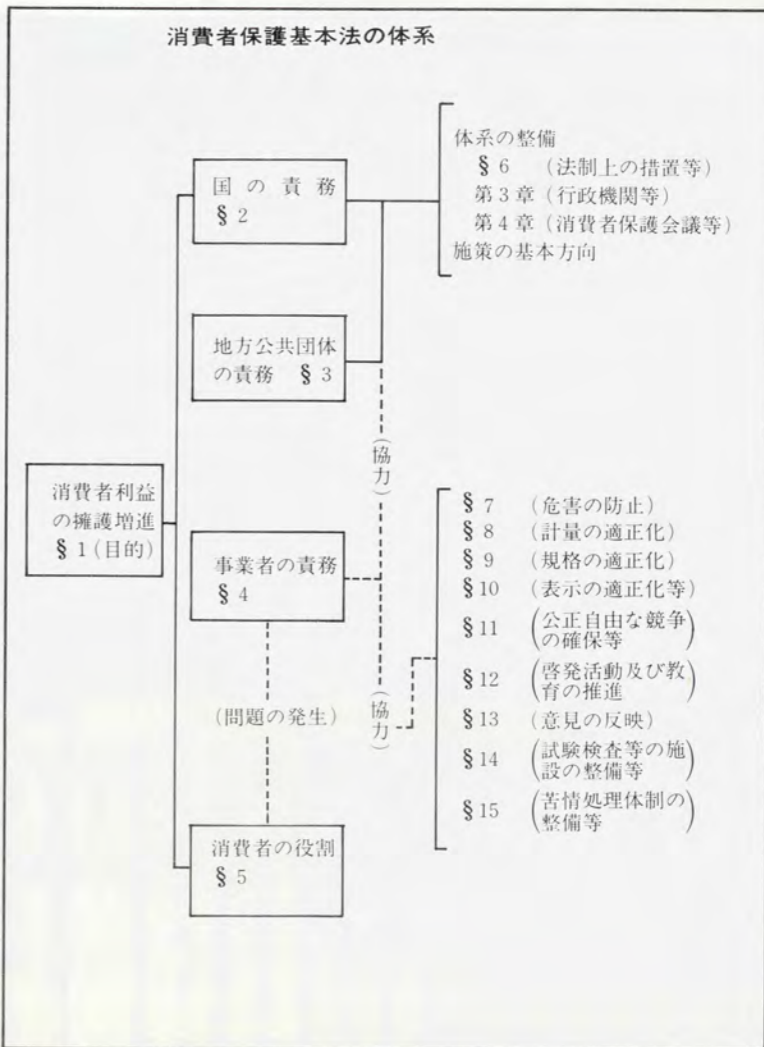
図り、国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的として掲げようように、消費者保護のための基本的な方向を示した法律で、消費者保護の憲法ともいべき法律です。

## 基本法制定の ねらい

経済社会の発展は、多くの面で消費者に便利さ、快適さをもたらしましたが、その反面、消費者の利益を侵害する各種の問題が生じてきました。例えば、商品やサービスの中には、安全・衛生の

消費者保護基本法（以下「基本法」と呼ぶ）とは、その第1条において、消費者の利益の擁護及び増進に關する対策の総合的推進を図り、国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的として掲げようように、消費者保護のための基本的な方向を示した法律で、消費者保護の憲法ともいべき法律です。

### 消費者保護基本法の体系



面で、国民の消費生活に危害をおよぼす恐れのあるものがあり、また、技術の発展で生み出された新製品はその品質や性能を消費者が見分けることはむずかしく、それに便乗した不当な表示も増大して消費生活の健全な発展を阻害する面も出てきました。

従来消費者にプラスするような法律としては、例えば食品衛生法や薬事法、計量法、電気用品取締法などといった法律が数多く制定されていますが、これらの法律は必ずしも当初から消費者保護を目的として制定されたものでないこと、またその対応が個別的で、各省庁によりと

かくばらばらに行われがちであるという弊害がありました。そこで国民生活優先という姿勢をはっきりと打ち出し、消費者行政を統一に行う必要が出てきました。このような事情から、基本法において、消費者利益の擁護・増進に關して国、地方公共団体

## 基本法の特徴

事業者、消費者それぞれの果たすべき責務と役割を明らかにし、その施策の基本となる事項を示すことにより、消費者の権利を守り、消費生活の健全な発展を図ろうとするものです。この法律は基本法という名の示すとおり、具体的なことがうたわれているのではなく、それぞれの事項についての基本理念が示されています。つまり一般の法律にみられるような取締規定とか罰則規定が定められているものではないです。全部で4章20条の短い法律ですが、次のような特色があります。

### 消費者の役割も定める

国・地方公共団体・事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、消費者の役割を明確にしていることです。つまり、

国や地方公共団体は、経済社会の発展に即応した消費者保護に關する施策を策定実施する責任をもっており、事業者は消費者保護に必要な措置を講ずるとともに、国、地方公共団体の施策に協力しなければなりません。そして消費者も権利の上に眠ることなく、明確な権利意識とこれを行使する行動力を持たなければ、真に消費生活の安定向上を期待することができないことを宣言しているわけです。

### 消費者利益の擁護増進



### 国の消費者保護施策の方向を明示

国は、商品や役務に対するの危害の防止、適正な計量の実施

の確保、適正な規格・表示の整備実施、公正自由な競争の確保及び公共料金決定に際しての消費者利益への配慮、消費者啓発活動及び教育の推進、ならびに消費者の意見の国の施策への反映の各項目について、基本法の定めた方向で施策を講ずることを要請しています。

### 行政組織の整備及び行政運営の改善を要請

これは、消費者行政がそれぞれの各省庁各部署ごとに推進されていく統一性を欠きがちであることを指摘し、それらが総合調整され、統一的に実施されることを要請したわけです。

### 消費者の組織活動の促進

一人一人の力は弱くとも組織化されることによって、意見が反映されやすくなります。そこで、消費者の自主性を前提としつつ、健全な組織活動が促進されるよう、組織化のために必要な施策を講ずべきことを要請しています。

## 消費者保護基本法が できてどのように 変わったか

消費者保護会議の設置  
内閣総理大臣を会長とし、關係行政機関の長を委員とする保護会議を設け、消費者保護に必要な基本施策について審議し、かつその実施を推進することを任務とするものです。

基本法の成立によって行政にどんな成果をもたらしたかをみると第一は行政各部門が従来の生産者優先主義を転換するという頭の切り換え促進剤になったことです。そして幅の広い消費者問題を体系的に考えるようになりました。第二の成果は、消費者保護のための法律や条例が集中的に整備されてきたことです。第三は、国や地方公共団体に消費者行政の窓口機構が整備拡充されてきたことです。

しかし、こうして整ってきた

### 消費者保護基本法



行政に魂を入れるのはこれからであるといえましょう。そのためにも、消費者が消費者としての自覚を高め、健全で合理的な消費生活の促進に努めることが必要ではないでしょうか。

## ●県政のうごき—— 3月16日～4月15日

3月16日 ☒ 県内での海外技術研修員・留学生ら祖国へ



遠くブラジルやアルゼンチン等から、富山県に技術研修あるいは留学していた方たちが、その期間を終了して祖国へ帰りました。

県海外技術研修員は県立中央病院で医学(産婦人科)を研修した鈴木初恵さん(ブラジル)ら9名、県費留学生は富山大学教養部で1カ年研究(戦後日本の飛躍的経済発展の要因分析)した井川太助君(ブラジル)ら2名でした。

3月17日 ☒ 富山職業訓練短期大学 合格者発表

今年4月1日に開校する、富山職業訓練短期大学の合格者95名を発表しました。

受験者は145人でしたが、うち県内受験者95人(女子7人)で、合格者は58人(女子6人)でした。

3月18日 ☒ 黒部ダム上流の一部が 関電所有化?



立山町が県に提出した要望書により、黒部ダム上流8\*にわたる水没地である黒部川河川敷が、昭和35年に名古屋営林局から関西電力に払い下げられていることが明らかとなりました。中田知事はこの問題に対し

「県として、法律的に検討して対処したい」と述べました。

3月20日 ☒ 2月定例県議会閉会 議長に笹島氏

2月定例県議会は、53年度一般会計予算、52年度補正予算など提出案件はいずれも原案通り可決し、新議長に笹島太一氏を選出して閉会しました。

3月20日 ☒ 県立高校合格者1万690人

富山県立高校(全日制)の合格者発表が40校2分校で一斉に発表され、合格者総数は1万690人で、受験者に対して合格率は80.5%でした。なお、定員に達しなかった桜井高校家庭科、八尾高校普通科(両科で7名欠員)では、第2次選抜募集が行われ、25日に合格発表ということになりました。

3月24日 ☒ じょうべのま遺跡(入善) 史跡に答申



奈良・平安時代の荘園跡として知られる、入善町のじょうべのま遺跡を、国指定文化財(史跡)として文部大臣に答申することに決まりました。

4月1日 ☒ 美術館と中小企業情報センターの準備室が発足

県立美術館を55年に完成させようと、その準備室が県庁内に発足。53年度は実施設計、54・55年度で建設します。

県中小企業情報センターは、中小企業の体質強化を図るために必要な最新の情報を的確に掌握・整理し提供するために設置するもので、その準備室が発足しました。

4月3日 ☒ 農家別転作配分、100%達成見込み —水田利用再編対策— 大豆・野菜が60%強—

県内の水田利用再編対策に伴う転作目標面積は、通年施行実施予定を含めて、5,990ヘクタールに対して、6,000ヘクタールで、実施見込み率100%となりました。作物別には大豆、野菜が共に31%となり、飼料、麦タバコの順になっています。

4月6日 ☒ 第1回県伝統的工芸品展開く



「暮らしの中に潤いを」と、祖先が永い年月の中で練りあげてきた郷土の伝統的工芸品を一堂に集め、多くの人々にそのよさを知ってもらい、同時に生産技術のアップをねらう、第1回県伝統的工芸品展が大和富山店で開かれました。また、この展示会に併せて、第1回県伝統的工芸品コンクールも行われ、県知事賞に吉野義信(高岡銅器)が選ばれました。

4月12日 ☒ 今年の県政バス教室 第1号発車



県民から好評を得て運行している県政バス教室は、今年で9年目を迎え、第1号が発車しました。毎週水曜日に県の施設を中心に県学して廻る県政バス教室を利用される方は、本文9\*を読んで申し込んでください。

4月12日 ☒ 中田知事が日ソ漁業交渉に訪ソ

日ソ漁業協力協定交渉促進のため、中川農相らに同行する北洋漁業関係都道府県知事会議(18都道府県の知事で構成)の代表として、中田県知事が訪ソすることになり出発しました。

4月13日 ☒ 白中ダム建設事務所開所

県営かんがい排水事業・防火ダム事業の白中ダム(福光町の打尾川)建設のための事務所が開所され、いよいよ着工の運びになりました。

60年度までに総事業費100億円をかけて完成します。白中ダムの工法はロックフィルで、小矢部・福光・城端・福野の用水不足の解消や営農の近代化と生産性の向上、打尾川の防災などメリットは大きいものがあります。

4月15日 ☒ しらとり養護学校開校



知恵遅れなどの子どもたちのための県立しらとり養護学校(婦中町下邑)が開校しました。

小・中学部合わせて18学級あり定員は117人です。17日に入学式が行われ、58人が入学することになりました。



# 鯉

郷倉千靱 作  
在・美術品管理室

富山県日本画の先達郷倉千靱は、繊細な筆致と清麗な画趣に定評があり、花鳥、風景、人物、その他、西域仏画にも精通し、多彩な画才をもって数多くの名作を遺した。

この鯉図はかなり大胆な構図で、左上方の桐花落下波紋に集中して、その対角線上に大きな黒鯉を描き、平行して小形白鯉が下方に向う、単純な図柄であるが静寂があり、緊張と弛緩の旋律が快い清楚な感触を覚える。

千靱は小杉町出身で、高岡工芸学校で描金科に学び、東京美術学校日本画部卒業、初期の作品は繊細な自然描写に秀作があり、のち横山大観・安田靉古に師事し、院展同人、芸術院会員、多摩美大教授など歴任し、高雅華麗な画風で親しまれ、晩年は赤倉の山荘にこもり、「仏教東漸」「釈尊父王に会い賜う図」の二作は壮麗な超大作で代表作であろう。

佐藤良成



# 暴力団を追放しよう

最近の暴力団は、長引く経済不況と、相次ぐ警察の厳しい取締りによって大幅に減少してきてはおりますが、依然として根強い勢力をもち、各地で対立抗争事件をくり返すなど市民に恐怖と不安を与えております。

また新しい資金源を求めて総会屋や金融業等への進出はもちろん覚せい剤の密売などに幅広く手を出しており、一般市民が被害を受けるケースがあつたと絶えません。



春になると外出する機会が多くなるため、例年「あき巣ねらい」などの犯罪が、ひん発します。お互いにつきのことに注意しましょう。

一、家を留守にする際は、表出入口の鍵かけはもとより、窓や勝手口、縁側の鍵かけを忘れずに。

二、隣近所へは、必ずひと言声をかけて留守を頼んでから出かける。

三、留守であることを悟られないよう工夫す

る。例えば、二〜三日家を留守にするときは、新聞や牛乳など毎日配達されるものは、隣近所に預けてもらうようにする。

四、金庫には大金を置かない。

最近の例をあげると、

- ・ある裕福な家庭の長男が、暴力団員に誘われるままとばくに手を出し、わずかの間に二千万円の借金を背負い、返済を迫られるや、新築したばかりの自宅を手離したケース。
- ・女性をだまして、売りどばし金をもったケース。

このような暴力団を根絶し、安心して生活できる富山県とするためには、警察の監視や取締りだけで達成されるものではありません。民間諸団体や県民の皆さんが、力を合わせて暴力追放に立ちあがってこそ、はじめて大きな成果が期待できるものです。

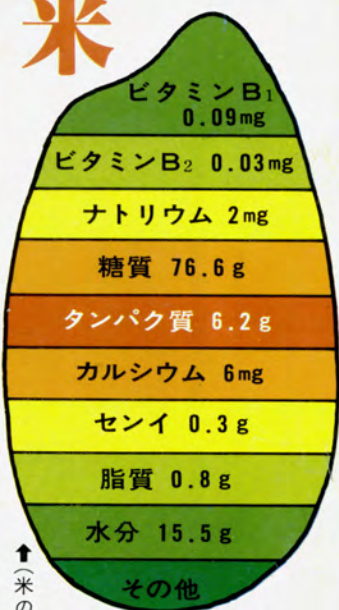


- ・暴力団を締め出すため、皆さん方には、つきのことについてご協力をお願いします。
- ・暴力団につけ入られるスキをつくらない。
- ・暴力団とつながりを持たない。
- ・資金源となる寄附金や催し物などへの協力はやめましょう。
- ・ささいな暴力行為でもすぐ、一〇番しましょう。
- ・みんな力であわせ、暴力団を締め出そうではありませんか。

ママア  
おかわり!



# 米



↑(米の栄養||精米100g中)

## の消費拡大 のキャンペーン

私達にとって「米」は、生命の源です。近年、いろいろな食品が身近に豊富に出現していることから、日本人の主食である「米」の価値が忘れがちになっていないでしょうか。

従来、「ごはん」を食べると「太る」、「高血圧になる」、「脚気になる」、さらには、「頭が悪くなる」等と吹聴され、米離れを引き起こす一要因になりましたがこれらは医学的、栄養学的にみても根拠のないものであることは、周知のとおりです。

一般に、「ごはん」といえば、すぐにデンプン質を思い浮かべます。事実、「米」には、77%の糖質が含まれていますが、この「米」にタンパク質が6%含まれていることを知らない方が多いようです。

このタンパク質は良質なもので、穀物の中で大豆と並ぶ優秀なタンパク源となっています。

また、「ごはん」は、和食、洋食及び中華料理にマッチし、栄養上、バランスのとりにやすい、この上ない主食です。

このようなことから、近年欧米諸国では、米の価値が見直され、美容及び健康食としてクローズアップされてきています。

長年の歴史の中でわが国の風土に適した米、また伝統のある「ごはん」の食習慣を大切にすることから、今日食糧の大半を海外に依存しているわが国で、唯一の自給できる「米」を改めて見直すことは、皆さんの食生活を安定させ、更には国内の食糧資源を有効に利用することからも重要なことと考えられます。

幸い、富山県産米は農家のご苦労で全国的にうまい米として好評を得ておりますので、米の消費拡大について、県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。